

NEWS LETTER

発行者：こやま総合事務所

特定社会保険労務士・行政書士 小山清美

〒564-0036 吹田市寿町2-23-23

TEL:06-6383-6779 / FAX:06-6383-6889

【法務局の遺言書保管制度について】

◆従来の自筆証書遺言書との違い

- ①自筆証書を法務局(遺言書保管所)で預かり、その原本及びデータを適正に管理する。(原本:遺言者死亡後50年間/画像データ:遺言者死亡後150年間保管)
- ②保管の際は、法務局職員が民法の定める自筆証書遺言の方式についての外形的な確認(全文、日付及び氏名の自筆、押印の有無等)を行う。
- ③通知制度:法務局が遺言者の死亡を確認したとき、遺言者が予め指定した方に遺言が保管されている旨の通知が届く。指定通知の人数は3人まで、範囲(弁護士、信託銀行等)は限定なしとなっている。

◆自筆証書遺言と公正証書遺言との違い

	自筆証書遺言 (民法 968 条)		公正証書遺言
	従来の自筆証書遺言	法務局の保管制度	
作成	遺言者本人 (15 歳以上) が遺言書の全文 (財産目録を除く)、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することが可能	遺言者本人 (15 歳以上) が遺言書の全文 (財産目録を除く)、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することが可能	・公証人関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う 他、遺言能力や遺言の有効性確認等を行う。 ・公証人は、病院等に出張可能
保管場所	適宜	法務局	公証役場
費用	不要	3900 円	財産の価格に応じた手数料
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡の通知	なし	あり	なし

【養育特例申出…

添付書類が省略に(令和 25 年 1 月 1 日から)

厚生年金保険には、3歳未満の子どものを養育する従業員(被保険者)について、その養育する期間中の標準報酬月額が、養育を開始する前月の標準報酬月額を下回る場合に、従業員が申出をすることで、年金額の計算において従前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす措置があります(いわゆる「養育特例」)。

この手続きには、原則として「戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書」(原本)および「住民票の写し」(原本)を添付することが必要となっています。ただし、住民票の写しについては、従業員と子ども両方の個人番号(マイナンバー)を申出書に記載するときには、添付が不要となります。

今回、この添付書類の見直しが行われ、2025年1月1日から、事業主が従業員と子どもの身分関係を確認した場合、「戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書」の添付が省略可能となりました。

【4月からの求人票の記載について】

4月1日からの改正により、ハローワークの求人票に記載する労働条件に下記の3つが追加されます。

- (1)従事すべき業務の変更の範囲 採用後、業務内容の変更予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲:変更なし」と明示します。異なる業務に配置する見込みがある場合は、同欄に変更後の業務を明示します。
- (2)就業場所の変更の範囲 異なる就業場所に配置する見込みがある場合は、「転勤の可能性」欄で「1. あり」を丸で囲み、転勤範囲を明示します。
- (3)有期労働契約を更新する場合の基準 原則として更新する場合は、「契約更新の可能性」欄で「1. あり」を、「原則更新」を選択して丸で囲みます。通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「求人に関する特記事項」欄に「更新上限:有(通算契約期間〇年/更新回数〇回)」と明示します。更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は、同欄で「1. あり」を、「条件付きで更新あり」を選択して丸で囲みます。そして、「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載します。通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「契約更新の条件」欄にその旨を記載します。

●記載欄に書き切れない場合 指定された記載欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載します

【外国人を雇用する上での就労資格について】

～6月は「外国人労働者問題啓発月間」です～

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)で定められている在留資格の範囲内において、我が国での就労活動が認められています。事業主は、外国人の方を雇い入れる際には、外国人の方の在留カード又は旅券(パスポート)等により、就労が認められるかどうかを必ず確認する必要があります。

*在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格(18種類)

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、特定活動(ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ポイント制等)

*原則として就労が認められない在留資格(5種類)

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在
「留学」及び「家族滞在」は地方入国管理局で資格外活動の許可を得れば、原則として1週28時間まで就労することが可能ですが、風俗営業等は不可です。「短期滞在」で在留している日系人の方は、地方入国管理局において在留資格の変更の許可を受けないと就労不可です。

*就労活動に制限がない在留資格(4種類)

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

【健保の付加健診 対象年齢が拡大されます/令和6年4月から】

付加健診とは、生活習慣病予防健診(定期健康診断の検査内容を満たした内容)に追加できる健診で、検査項目は、腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査、詳細な血液検査です。一般健診に追加することで、人間ドック並みの検査項目になります。令和6年4月より付加健診の対象年齢がこれまでの40歳・50歳に加え45歳・55歳・60歳・65歳・70歳も対象となります。生活習慣病予防検診も自己負担額が、令和5年度より引き下げられています。